

収入基準について（平成29年4月1日現在）

1 入居申込者の収入基準

(1) 公営住宅 収入認定月額が 158,000円以下

(2) 改良住宅 収入認定月額が 114,000円以下

ただし、高齢者等のみの世帯、障がい者や小学校就学前のお子さんがある世帯等は、入居収入基準が公営住宅は、214,000円以下、改良住宅は、139,000円以下になります。

2 収入認定月額の計算

(1) 所得額の算定

転職等の特別な事情がない場合は、下記の額から算定することになります。

給与所得者	①勤務先が発行する「前年分の給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「給与所得」の額	(1) 円
事業所得者	①当年に提出した確定申告書の「総所得額」 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「総所得」の額	
年金受給者	①社会保険庁が発行する「前年分の公的年金等の源泉徴収票」の支払金額から算定した所得の額 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「雑所得」の額	

注1) 1月～6月までの申込は上記の①、7月～12月の申込は②から算定することになります。

注2) 同居する親族に所得がある場合は、合算します。

(2) 控除額の算定

申込者本人及び一緒に入居する親族等に該当者がいる場合、上記収入（所得）から控除します。

控除の種類	該当者の範囲等	控除額	金額
①親族控除	入居親族（本人以外）及び所得税法上の別居扶養親族	380,000円×（人）	円
②老人配偶者控除 老人扶養控除	70歳以上の配偶者または老人扶養親族	100,000円×（人）	円
③特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円×（人）	円
④障がい者控除	身体障がい者手帳（3級～6級） 精神障がい者保健福祉手帳（2級か3級） 療育手帳（B判定） を持っている方	270,000円×（人）	円
⑤特別障がい者控除	身体障がい者手帳（1級～2級） 精神障がい者保健福祉手帳（1級） 療育手帳（A判定） を持っている方	400,000円×（人）	円
⑥寡婦（夫）控除	所得のある者が寡婦（夫）である場合	270,000円×（人）	円 ※ただし、所得が27万円未満の場合はその額
計		(2)	円

(3) 収入認定月額 = { ((1)所得額の合計) - ((2)控除額の合計) } ÷ 12